

副本

初回期日 令和4年9月9日 午前11時00分  
令和4年(ネ)第193号 損害賠償請求控訴事件  
控訴人 高野 邦夫  
被控訴人 国

答 弁 書

令和4年8月24日

広島高等裁判所第2部 御中

被控訴人指定代理人

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6番30号

広島法務局訟務部 (送達場所)

(電話 082-228-5485)


(FAX 082-502-3660)


上席訟務官 青山 耕治 

上席訟務官 中嶋 昌浩 

訟務官 荒谷 諭 

訟務官 南 和之 

法務事務官 竹内 大輔 

法務事務官 吉賀 あゆみ 

## 第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言、
  - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とする  
こと  
を求める。

## 第2 被控訴人の主張

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審における被控訴人主張のとおりである。令和4年6月2日付け控訴趣意書における控訴人の主張は、実質的には原審における主張の繰り返しにすぎず、控訴人の主張を全て排斥して控訴人の請求を棄却した原判決は正当であり、本件控訴は理由がない。

したがって、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

### 附 属 書 類

- 1 指 定 書 1 通

以 上